

# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

平成 28 年 7 月臨時会

第 2 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

---

平成 28 年 7 月 1 日 金曜日

---

議 事 日 程 第 1 号

平成 28 年 7 月 1 日 (金) 臨時会  
午後 4 時会議を開く

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議長の報告
- 第 7 管理者の報告
- 第 8 議案第 4 号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を  
求めることについて
- 第 9 議案第 5 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 10 議案第 6 号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び  
休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を  
求めることについて
- 第 11 議案第 7 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に係る  
専決処分に関し承認を求めることについて
- 第 12 議案第 8 号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意  
を求めることについて

以 上

---

本日の会議に付した事件

第1	仮議席の指定	4
第2	議長の選挙	5
第3	議席の指定	5
第4	会議録署名議員の指名	5
第5	会期の決定	6
第6	議長の報告	6
第7	管理者の報告	6
第8	議案第4号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を 求めることについて	7
第9	議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の専決処分に関し承認を求めることについて	8
第10	議案第6号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び 休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分 に関し承認を求めることについて	10
第11	議案第7号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変 更の協議に係る専決処分に関し承認を求めることにつ いて	10
第12	議案第8号 岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意 を求めることについて	10

出席議員（13名）

議 長	志 田 嘉 功 君
1 番	小笠原 正 年 君
2 番	佐々木 聡 君
3 番	中 野 貴 徳 君
4 番	佐々木 信 一 君
5 番	阿 部 俊 作 君
6 番	松 坂 喜 史 君
7 番	船 砥 英 久 君
8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	合 田 良 雄 君
10 番	伊 藤 力 也 君
11 番	伊 勢 純 君
副議長	福 田 利 喜 君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

管 理 者	野 田 武 則 君
副 管 理 者	戸 羽 太 君
副 管 理 者	平 野 公 三 君
副 管 理 者	多 田 欣 一 君
事 務 局 長	岩 間 成 好 君
事 務 局 次 長	汐 谷 和 也 君
会 計 管 理 者	佐々木 孝 君
監 査 委 員	佐 藤 稲 満 君
監 査 委 員 事 務 局 長	内 金 崎 智 君

---

事務局職員出席者

主 幹	菊 池 克 洋
主 任	村 上 正 一
幹 事	村 山 宗 洋
幹 事	安 田 由 紀 男
幹 事	高 橋 良 明
幹 事	京 谷 一 彦
幹 事	梶 原 ユカリ

---

午後4時会議を開く

- 副議長（福田 利喜君） これより会議を開きます。  
出席議員は、全員であります。  
直ちに議事に入ります。議事は、皆様のお手元に配付のとおり、議事日程第1号でございます。
- 

- 副議長（福田 利喜君） 日程第1、仮議席の指定をいたします。  
仮議席は、現在皆様が着席している議席をそのまま指定いたします。
- 

- 副議長（福田 利喜君） 日程第2、岩手沿岸南部広域環境組合議会議長の選挙を行います。  
議長の選挙にあたりましては、地方自治法第118条第2項の規定により、当職からの指名推選とさせていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（福田 利喜君） ご異議なしと認めます。  
議長に、13番、志田嘉功君を指名いたします。  
志田嘉功君を議長に指名することとしてよろしいでしょうか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 副議長（福田 利喜君） ご異議なしと認めます。よって、志田嘉功君が議長に当選されました。志田嘉功君が議場におられますので、本席から当選告知をいたします。ただいま、議長に当選されました志田嘉功君、登壇の上、あいさつをお願いいたします。

[議長 志田嘉功君登壇]

- 議長（志田 嘉功君） 大船渡市議会の志田嘉功でございます。  
今、告知を受けまして、議長に就任したわけでございますが、今日の説明を受けた中では、概ね順調に推移しているという話もあり、安心しております。この循環型社会の中で、これをさらに強固なものに構築していくことが、私どもに課された責務ではないかと思うわけでありまして。いずれ、公平、公正に議会運営を進めてまいりたいと思っておりますし、そしてまた皆様方のご指導のほど、そしてご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。私も自らの立つ位置を認識しながらまい進したいと思っておりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

- 副議長（福田 利喜君） それでは、志田議長、議長席へお願ひいたします。  
[副議長が退席し自席へ戻り、新議長が議長席に着席]
-

○議長（志田 嘉功君） それでは、日程第 3、議席の指定を行います。  
議員の議席の指定は、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 4 条の規定により、ただいまご着席の議席を指定いたします。（指定した議席 末尾掲載）

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第 4、本日の会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において、5 番、阿部俊作君、6 番、松坂喜史君の両名を指名いたします。

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第 5、会期の決定を行います。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第 6、議長の報告であります。  
今次、臨時会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、議案第 4 号から第 8 号までの議案 5 件の送付がありましたので、ご報告いたします。  
次に、監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。  
内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。  
以上で議長の報告を終わります。

---

○議長（志田 嘉功君） 日程第 7、管理者の報告でございます。  
管理者、登壇願います。  
〔管理者 野田武則君登壇〕

○管理者（野田 武則君） 平成 28 年 7 月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会の開催にあたり、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等について、ご報告いたします。  
岩手沿岸南部クリーンセンターのごみの搬入量は、平成 27 年度においては前年度とほぼ同量の 32,610 トンとなっており、平成 25 年度と平成 26 年度との比較では 104 パーセントでしたので、増加傾向から、横ばいに転じているように思われます。

今後の見込みでございますが、増加傾向は収まりつつありますので、平成28年度の搬入量は、昨年度と同程度の32,400トンを見込んでいます。

マテリアルリサイクルである溶融物については、平成27年度において、スラグは3,000トン、メタルは588トン排出され、スラグは道路のアスファルトの骨材など、メタルは非鉄製錬所の材料として利用され、再資源化しているところであります。

サーマルリサイクルであるごみ発電については、平成27年度においての発電電力量は約1,398万キロワットアワーで、そのうち電力会社への売り電量は、約499万キロワットアワーとなっており、これは一般家庭の年間使用電力量の約1,400世帯分にあたることとなります。

焼却余熱を活用した浴場については、震災による被災者及びボランティアへの支援策として一般開放しており、平成27年度は21,867名の方が利用されております。

環境対策としては、排ガス処理対策などに万全を期して操業を継続しており、その結果、環境測定値はいずれも管理基準値を大きく下回っております。

また、放射能対策についても、当クリーンセンターの飛灰や施設周辺の放射線量の定期測定などを行い、これらの測定結果も国が定めている基準を大きく下回っており、特に、飛灰については、その減少が顕著に現れてきております。いずれも当組合ホームページにおいて公表しているところであります。

情報の発信として、ごみの効率的な処理と、ごみの再利用や資源化を推進する当施設への行政視察、及び環境学習体験として管内の小学生の施設見学を通じて、環境問題について考えていただく機会を提供しているところであります。

今年度もこれまでに、管内小学校5校の164人が施設見学に訪れており、環境月間にあわせて6月5日に開催した当クリーンセンター施設見学会には、釜石市を中心に55名の方が来場しております。

本日の臨時会には、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分等の承認4件、及び当組合監査委員の選任に関し同意を求めることについてのあわせて5件について、ご提案しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、私からのご報告といたします。

○議長（志田 嘉功君） 以上で管理者の報告を終わります。

---

○議長（志田 嘉功君） 次に、日程第8、議案第4号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間成好君登壇〕

- 事務局長（岩間 成好君） ただいま議題に供されました、議案第4号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページから6ページをご覧ください。

この条例は、岩手県人事委員会勧告に伴い、構成市町の例に準じて、一般職の職員の給与改定等所要の改正をしようとするものでございます。

この議案第4号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成28年2月15日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（志田 嘉功君） 次に、日程第9、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間成好君登壇〕

- 事務局長（岩間 成好君） ただいま議題に供されました、議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の7ページから14ページをご覧ください。

この条例は、行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、改正が必要となっている当組合行政手続条例及び当組合一般職の職員の給与に関する条例について、一括して所要の改正をしようとするものでございます。

なお、当組合一般職の職員の給与に関する条例につきましては、岩手県人事委員会勧告に伴い、構成市町の例に準じて、一般職の職員の給与改定等所要の改正を行政不服審査法に係る所要の改正とあわせて行おうとするもので



ございます。

この議案第5号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成28年3月23日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（志田 嘉功君） 次に、日程第10、議案第6号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間成好君登壇〕

○事務局長（岩間 成好君） ただいま議題に供されました、議案第6号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の15ページから17ページをご覧ください。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、地方公務員法の引用条項を改正しようとするものでございます。

この議案第6号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成28年3月23日付けをもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志田 嘉功君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（志田 嘉功君） 以上で質疑を終わります。これより議案第6号を採

決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(志田 嘉功君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長(志田 嘉功君) 次に、日程第 11、議案第 7 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

[事務局長 岩間成好君登壇]

- 事務局長(岩間 成好君) ただいま議題に供されました、議案第 7 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に係る専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 18 ページから 20 ページをご覧ください。

この議案第 7 号につきましては、平成 28 年 3 月 31 日をもって岩手北部広域環境組合が解散したことに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること、及び岩手県市町村総合事務組合規約に掲げる組織から岩手北部広域環境組合を除くこととする岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更することの協議に関し、議会の議決を得る必要がありましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年 6 月 13 日付けをもって専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(志田 嘉功君) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(志田 嘉功君) 以上で質疑を終わります。これより議案第 7 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(志田 嘉功君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長(志田 嘉功君) 次に、日程第 12、議案第 8 号、岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、を議題といたしま

す。

提出者の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 岩間成好君登壇〕

- 事務局長（岩間 成好君） ただいま議題に供されました、議案第8号、岩手沿岸南部広域環境組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

議案第8号につきましては、岩手沿岸南部広域環境組合における知識経験を有する監査委員として選任しておりました佐藤稲満氏が、大槌町監査委員の任期満了日となる平成28年7月24日をもって、当組合監査委員を退職したいとの願いが平成28年5月25日付けで提出され、これを承認したところでございます。

したがいまして、その後任者として、大槌町6月定例会において新たに大槌町監査委員として選任されました佐々木章夫氏を当組合監査委員として選任したいので、岩手沿岸南部広域環境組合規約第14条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

また、新たにお願いする監査委員の任期につきましては、地方自治法の規定により、前任者の残任期間とはならず、選任予定日であります、平成28年7月25日から平成32年7月24日までの4年間となるところであります。

なお、佐々木氏の略歴につきましては、議案書の22ページのとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（志田 嘉功君） 本案は人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（志田 嘉功君） ご異議なしと認めます。よって直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（志田 嘉功君） ご異議ありませんので、よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 
- 議長（志田 嘉功君） 以上で本臨時会に付議されました議案の全部を議いたしました。

これをもちまして、平成28年7月岩手沿岸南部広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様でございました。

午後4時24分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

志 田 嘉 功

岩手沿岸南部広域環境組合議会副議長

福 田 利 喜

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

阿 部 俊 作

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

松 坂 喜 史

---

指定した議席

1 番	小笠原	正	年	君
2 番	佐々木		聡	君
3 番	中野	貴	徳	君
4 番	佐々木	信	一	君
5 番	阿部	俊	作	君
6 番	松坂	喜	史	君
7 番	船砥	英	久	君
8 番	林崎	幸	正	君
9 番	合田	良	雄	君
10 番	伊藤	力	也	君
11 番	伊勢		純	君
12 番	福田	利	喜	君
13 番	志田	嘉	功	君

---